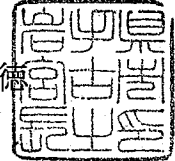


宮古市告示 37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年3月15日

宮古市長 山本正徳



1 都市計画の種類（名称）

市街地開発事業 土地区画整理事業（田老地区土地区画整理事業）

2 都市計画を決定する土地の区域

宮古市田老字荒谷、字ケラス、字館が森、字川向、字田の沢及び字田中の各一部（別紙図面のとおりに）

3 縦覧場所

宮古市役所（本庁舎）5階 都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画土地区画整理事業の決定（宮古市決定）

宮古都市計画田老地区土地区画整理事業を次のとおり決定する。

名 称	田老地区土地区画整理事業	
面 積	約19.2ha	
公共施設の配置	道 路	地区内を南北方向に縦断する幹線道路として国道45号を配置するとともに、田老市街地と高台住宅団地とを結ぶ補助幹線道路を配置する。 区画道路を適切に配置することにより、安全かつ系統的な道路網の形成を図る。
	公園及び緑地	公園は、地区内における誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備	地区の東側には、主に商業系、産業系の土地利用を配置し、交流拠点の形成を図る。 地区の西側には、住宅地や住民の利便性に資する商業系の土地利用及び公益施設用地を配置し、地域拠点の形成を図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた田老市街地の早期復興を図るため、本案のとおり決定するものである。

理 由 書

田老地区の市街地は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波により住宅や店舗、工場が破壊・流失するなど壊滅的な被害を被っている。

本地区では、防潮堤の嵩上げ整備を行うとともに、防潮堤整備後に浸水が予想される区域においては防災集団移転促進事業により近接する乙部高台の住宅団地への集団移転が予定されている。

一方、被災した既成市街地においては、これまでに繰り返されてきた津波被害を踏まえるとともに被災で失われた地域の活力を取り戻すため、より災害に強く、活気のある市街地への再生が必要である。

このため、本事業の実施により、道路、公園等の公共施設の整備改善を図るとともに、安心・安全に暮らすことができ、拠点性の高い市街地へと再編し、田老地区の早期復興を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものである。